

[別紙3]

京都市自転車等駐車場指定候補者審査項目

- 1 応募者の現状について
 - (1) 組織の安定性
財務状況
 - (2) 管理運営適性
 - ア 類似施設等の管理・運営実績
 - イ コンプライアンス及び個人情報保護
- 2 事業運営計画（内容面）について
 - (1) 管理運営の基本方針
管理運営の基本方針
 - (2) 管理運営体制
人材確保・育成、研修、職員体制及び市内中小企業の活用
 - (3) 維持管理
日常の維持管理計画（長寿命化計画含む）
 - (4) 運営企画、サービスの向上
利用者の意見把握とサービスの向上、利用増進策及び地域交流・地域貢献
 - (5) 危機管理
事故防止及び緊急対応、災害対応
 - (6) 社会的責任
環境、景観、SDGs、社会的弱者への配慮、障害者の雇用、男女共同参画及び放置自転車対策への寄与
- 3 経営計画（財政面）
 - (1) 費用対効果
収入見込み
 - (2) 納付金
利益に対する納付率
 - (3) 費用対効果の向上
収支見込みの実現可能性（収入面）、収支見込みの実現可能性（支出面）、収支改善策

京都市自転車等駐車場指定候補者審査基準

1 審査基準の位置付け

京都市自転車等駐車場（以下「施設」という。）の指定候補者を決定するに当たって、施設を管理・運営する最適な団体を決定するための基準及び方法等を示したものです。

2 審査の視点

審査については、公平かつ客観的に評価するため、「応募者の現状」、「事業運営計画（内容面）」、「経営計画（財政面）」の3項目からなる書類審査及びプレゼンテーション審査により評価します。

審査合計得点について、満点は100点とし、各委員が書類審査及びプレゼンテーション審査を踏まえ、採点した評価点の平均値（小数点第1位を四捨五入）とします。

評価は、項目ごとに0点から最大20点で、各項目の重要度に応じ、0点を含む4段階から最大6段階で評価しますが、審査項目のうち、様式9「収益見込み」及び様式9「利益に対する納付率」については、他の応募者との比較により得点を算出します。

3 決定方法

(1) 最も高い合計点を獲得した応募者を指定候補者に決定します。

なお、合計点は、審査合計得点に減点項目及び加点項目からなる評価点を加味して、小数点第1位を四捨五入した値とします。

また、最低制限基準点は60点とし、応募者が1団体しかない場合でも、合計点が最低制限基準点に満たない場合や、審査項目の様式B「財務状況」及び様式1「類似施設等の管理・運営実績」以外のうち、1つでも0点の評価があった場合は、指定候補者として選定せず、再公募等を行うこととします。

(2) 合計点の最も高い応募者が2団体以上ある場合（同点の場合）、以下の順により得点が高い応募者を指定候補者に決定します。ただし、全て同じの場合は、選定委員による協議で決定します。

- ① 事業運営計画
- ② 経営計画
- ③ 応募者の現状

4 その他

(1) 現在の指定管理者及びその他事業者が応募した場合の取扱い

① 現在、施設の指定管理者となっている者が応募した場合

i 現に指定管理を行っている施設の管理運営状況により、減点する場合があります。

ii 令和5年4月以降に、「重大な事故」又は「不祥事」があったときには、減点する場合があります。「重大な事故」又は「不祥事」とは、次のものをいいます。

- ・ 当該団体に生じた事案で、京都市競争入札参加停止取扱要綱第3条の規定に基づく参加停止を行う要件に該当するもの又はこれに準ずるもの
- ・ 当該団体の職員のうち、公の施設の指定管理業務に従事する者の行為で、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に相当すると認められるもの

② 現在、施設の指定管理者となっている者以外が応募した場合

令和5年4月以降に、「重大な事故」又は「不祥事」があったときには、減点する場合があります。「重大な事故」又は「不祥事」とは、次のものをいいます。

- ・ 当該団体に生じた事案で、京都市競争入札参加停止取扱要綱第3条の規定に基づく参加停止を行う要件に該当するもの又はこれに準ずるもの
- ・ 当該団体の職員のうち、公の施設の指定管理業務に従事する者の行為で、地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為に相当すると認められるもの

(2) イコール・フットィングの確保

本市からの職員派遣による人的支援又は運営補助金の交付による財政支援を受けている外郭団体については、その他の団体とのイコール・フットィングを確保するため、減点する場合があります。

(3) 市内中小企業及び市内に本拠を置く団体への加点

指定管理者の審査基準について、市内中小企業の受注等の機会の増大の観点から、申請者が市内中小企業等である場合には評価点に加算を行います。

京都市自転車等駐車場A～Dグループ指定管理者選定における審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準			得点				審査項目合計	
	基準名	様式	項目	評価基準	A	B	C		D
応募者の現状	組織の安定性	様式B	財務状況	直近の収支合計等の状況が安定しているか	5	5	5	5	14
	管理運営適性	様式1	類似施設等の管理・運営実績	自転車等駐車場同業種における管理・運営状況	5	5	5	5	
		様式2-1～2-3	コンプライアンス及び個人情報保護	コンプライアンスが確保されているか 個人情報保護に関する措置が適切か	4	4	4	4	
事業運営計画(内容面)	管理運営の基本方針	様式3	管理運営の基本方針	5年間の指定期間における明確なビジョンかつ実現性があるか 管理運営方法の妥当性(有人管理・無人管理) 施設の特徴を活かした管理運営方針となっているか 公共性があるか 施設の課題を理解し、具体的な解決方法を提案しているか	15	15	20	15	68
	管理運営体制	様式4	人材確保・育成、研修、職員体制及び市内中小企業の活用	人材確保・育成の考え方、職員体制が適切か 施設の管理運営方法と、配置人員数とのバランス 自転車等駐車場管理経験を持つ職員の配置の有無 市内中小企業及び市内に本拠を置く団体への再委託についての考え方	15	15	10	20	
	維持管理	様式5	日常の維持管理計画(長寿命化計画含む)	機械設備(ベルトコンベア等)や駐輪設備(垂直2段式自転車ラック等)のメンテナンスが適切か 日常の清掃や大規模な清掃が適切か 施設の維持管理(雨漏りや浸水対策等)が適切か	15	10	10	10	
	運営企画、サービスの向上	様式6	利用者の意見把握とサービスの向上、利用増進策及び地域交流・地域貢献	稼働率の高い施設:利用者の利便性・サービス向上に係る提案 稼働率の低い施設:集客に向けた対応策、もしくは、空きスペースの有効活用 各種イベントと連携した安全利用に係る啓発及び日常の取組み 地域と連携した取り組みや地域貢献 要望や苦情等の利用者の声を把握し、利便性・サービス向上に反映させる方法 DXを活用した戦略的な情報発信	15	20	20	15	
	危機管理	様式7	事故防止、緊急対応及び災害対応	事故防止及び緊急対応について、適切な内容となっているか 災害時の対応について、適切な内容となっているか	5	5	5	5	
	社会的責任	様式8	環境、景観、SDGs、社会的弱者への配慮、障害者の雇用、男女共同参画及び放置自転車対策への寄与	環境、景観、SDGs、社会的弱者への配慮、障害者の雇用、男女共同参画及び放置自転車対策への寄与に関する具体的な取組内容になっているか	3	3	3	3	
経営計画(財政面)	費用対効果	様式9	収益見込み	収益見込みは適切か	2	2	2	2	18
	納付金		利益に対する納付率	収益のうち何%が納付可能か	5	5	5	5	
	費用対効果の向上		収支見込みの実現可能性(収入面)	見込上の収入が実現可能か	3	3	3	3	
			収支見込みの実現可能性(支出面)	見込上の支出が実現可能か	3	3	3	3	
			収支改善策	収入増加・経費削減における具体的な対応策が適切か	5	5	5	5	
審査合計得点					100	100	100	100	100

種別	内容	摘要	評価点	得点
減点項目	管理運営状況の評価及び重大な事故、不祥事 ※ 現在、京都市建設局の自転車等駐車場の指定管理者となっている者が応募した場合	令和5年4月以降で適正な管理運営が行われていなかったこと又は重大な事故又は不祥事があったか	審査合計得点の-2%	
	重大な事故、不祥事 ※ 現在、京都市建設局の自転車等駐車場の指定管理者となっている者以外が応募した場合	令和5年4月以降で重大な事故又は不祥事があったか	審査合計得点の-2%	
	イコール・フットリング	京都市からの人的支援、財政支援を受けているか	審査合計得点の-2%	
加点項目	市内中小企業等(応募団体)	市内中小企業又は市内に本拠を置く団体	審査合計得点の2%	
合計点				